**厚生部所管に係る部門功労表彰実施要領**

**第1　趣　旨**

　　この要領は、富山県表彰規則（昭和60年富山県規則第17号。以下「規則」という。）に基づく表彰事務取扱要綱（以下「要綱」という。）の定めるところにより、厚生部所管の部門功労表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

**第２　表彰の推せん基準**

　　要綱第３－２－(1)に定める部門功労表彰に係る推せん基準は、次のとおりとする。

　１．個人にあっては、次のいずれかに該当する者で、別表に掲げる推せん基準に適合し、各部門において県民の模範となる者。

1. 同一業務に10年以上精励し、優れた功績のあった者。
2. 団体（市町村単位以上）の役員（理事以上）については、功労の積み重ねが10年以上で優

れた功績のあった者。

1. その他県民の福祉の増進に優れた功績のあった者。

　２．団体にあっては、次のいずれかに該当するもので、別表に掲げる推せん基準に適合し、各部門において県民の模範となるもの。

1. 功労の積み重ねが、10年以上で優れた功績のあったもの。
2. その他県民の福祉の増進に優れた功績のあったもの。

**第３　表彰候補者の推せん**

　１．推せん数

　　　要綱第４－１－(2)に定める部門別、分野別推せん数は、別表のとおりとする。

　２．推せんの方法

　　　市町村長又は団体の内申等に基づき、上記推せん枠の範囲内で各課長が推せんするものとする。

　３．推せん関係書類の提出方法等

1. 候補者が個人の場合は、個人調書（様式1号）により推せんし、団体の場合は、団体調書（様

式2号）により推せんする。

　　(2)　候補者が個人の場合は、戸籍抄本及び刑罰等調書（様式3号）を添付する。また、団体歴を有する候補者にあっては、その主なものについて関係団体調（様式4号）を添付する。

　　(3)　推せん書類は、内申者において調整し、表彰単位毎に候補者一覧表（様式5号）を添付し、別表の担当課あて2部（戸籍抄本及び刑罰等調書は1部）提出する。

**第４　表彰の制限**

　　規則第３条及び要綱第５に定めるもののほか、次に該当する場合には表彰の対象としないものとする。

1. 同部門で部門功労表彰を受彰したもの。
2. 同分野で知事感謝状を受け、10年を経過しないもの。ただし、永年勤続民生委員児童委員

知事感謝状については、この限りではない。

**第５　被表彰者数**

　　要綱第７－(2)に定める部門別、分野別被表彰数は、おおむね別表のとおりとする。

**第６　表彰の時期**

　　要綱第８－(2)で定める部門別表彰の時期は、原則として別表のとおりとする。

**第7　事務分掌**

　　本要領で定める部門別、分野別表彰の取扱いは、別表に定める担当課において行う。

**第８　関係部局との調整**

　　本要領で定める部門別、分野別被表彰者の決定に当たっては、関係部局との調整を十分に行うものとする。

**附　則**

　　この要領は、昭和60年４月１日から施行する。

**附　則**

　　この要領は、平成３年度の部門功労表彰から適用する。

**附　則**

　　この要領は、平成４年９月９日から施行する。

**附　則**

　　この要領は、平成５年12月14日から施行する。

**附　則**

　　この要領は、平成６年２月１日から施行する。

**附　則**

　　この要領は、平成６年４月１日から施行する。

**附　則**

　　この要領は、平成12年４月１日から施行する。

**附　則**

　　この要領の改正は、平成14年７月２日から施行し、改正後の要領の規程は、平成14年４月１日から適用する。

**附　則**

　　この要領は、平成15年３月13日から施行する。

**附　則**

　　この要領の改正は、平成18年６月５日から施行し、改正後の要領の規程は、平成18年４月１日

　から適用する。

**附　則**

　　この要領は、平成19年９月10日から施行する。

**附　則**

　　この要領は、平成25年４月１日から施行する。

**附　則**

　　この要領は、平成29年４月１日から施行する。

**附　則**

　　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

**附　則**

　　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

**附　則**

　　この要領は、令和５年４月１日から施行する。